

通所リハビリテーション(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【運営規程】	指定通所リハビリテーション事業所ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めていない。	<p>●各事業所ごとに定めておく必要な規程です。必ず定めてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員 (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項 <p>●以下 記載が望ましい事項です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇事業者・事業所の概要(名称、所在地、連絡先) ◇事故発生時の対応 ◇地域との連携 ◇個人情報保護 ◇業務継続計画等の策定等 ◇衛生管理等 ◇苦情処理 ◇秘密保持等
【利用料等の受領】	日常生活費を利用者より徴収している。	<p>●次のような日常生活費について、利用者に一律に負担を求めてはならないものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品費:身の回り品として日常生活に最低限必要と考えられる物品(歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等)に係る費用 ・教養娯楽に係る費用:サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等 <p>●日常生活費について、特に注意していただきたい点は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①負担を求める日常生活費の内容(便宜)が、保険給付で対象とするサービスと重複しないこと。 ②保険給付の対象サービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用(お世話料、管理協力費、共益費等)の徴収は認められないこと。 ③対象となる内容(便宜)は、利用者又はその家族の自由な選択に基づいて行われるもので、利用者、家族には事前に説明し、同意を得なければならないこと。(よって、すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないこと。) <p>※ 参考「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)</p>

通所リハビリテーション(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【非常災害対策】	非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練を行った際には記録を作成し、当該訓練を行ったことが確認できるようにしてください。 ●計画については、下記の項目を記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 介護保険施設等の立地条件(地形 等) ② 災害に関する情報の入手方法(「避難準備・高齢者等避難開始」等の情報の入手方法の確認 等) ③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等) ④ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備・高齢者等避難開始発令」時等) ⑤ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等) ⑥ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等) ⑦ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等) ⑧ 災害時の人員体制、指揮系統、(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等) ⑨ 関係機関との連絡体制 等
介護報酬の算定【所要時間】	所要時間の区分について、計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うための標準的な時間ではなく、現に要した時間で算定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、サービスが提供されているとは認められません。この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されなければなりません。 ●理美容サービスに要した時間や送迎に要する時間はサービス提供時間には含まれません。理美容サービスに要した開始・終了時間、送迎についての事業所到着時刻・事業所出発時刻を記録するようにしてください。
介護報酬の算定【運動器機能向上加算】(介護予防)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していない。	<ul style="list-style-type: none"> ●運動器機能向上計画は、多職種の者が共同して作成してください。 ●共同して作成したことが確認できるようにしてください。
	<p>おおむね1か月ごとにモニタリングを行っていない。</p> <p>モニタリングの内容が不十分である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の短期目標に応じて、おおむね1か月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行ってください。 ●モニタリングを行った際は、記録を作成してください。

通所リハビリテーション(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
	<p>運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施していることが確認できない。また、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事後アセスメントは、評価・体力測定・健康関連QOL測定を行い、目標達成と客観的な運動器の機能向上の状態を評価することです。評価した結果の記録を作成してください。 ●実施期間終了後に事後アセスメントを実施した結果を地域包括支援センター等に報告してください。また、報告したことがわかるようにしてください。
<p>介護報酬の算定【リハビリテーションマネジメント加算】</p>	<p>通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して算定していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●同意日より前の月に算定することはできませんので、算定するには必ず同意日を確認してください。
<p>介護報酬の算定【サービス提供体制強化加算】</p>	<p>算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を把握せず算定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管してください。